

[トップページ](#) > [県政一般](#) > [県民参加・意見募集](#) > [県民意見提出制度](#) > [平成19年度 県民意見提出制度募集結果](#) > 「群馬県動物愛護管理推進計画（案）」に関する意見の募集結果について

「群馬県動物愛護管理推進計画（案）」に関する意見の募集結果について

平成20年3月31日
健康福祉部食品安全会議事務局
食品監視課

県では、「群馬県動物愛護管理推進計画（案）」について、平成20年1月21日から平成20年2月19日までの30日間、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参により、広く県民の皆様から意見の募集を行いました。

このたび、県民の方から寄せられましたご意見及びそれに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの便宜上、案件ごとに適宜集約させていただいております。また、本手続と直接関係がないと考えられる意見については除外させていただきましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも、動物愛護管理行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

政策等の題名及び公布（予定）日

題名：「群馬県動物愛護管理推進計画」（案）
施行予定日：平成20年4月1日

意見の提出数

合計 34通
（郵便 0通、ファクシミリ 0通、電子メール 34通）
（意見の延べ総数 94件）

意見の採択により改正した箇所の有・無（有の場合はその概要）

有り

意見の採択により改正した箇所（概要）

No	該当項目	修正前	修正後
1	<p>第4章 具体的な取り組み 2 行動指針2 「動物の習性等を理解して、適切に飼おう」に基づいた取り組み (1) 県の取り組み イ 動物による危害や迷惑行為の防止</p>	<p>1 不適正飼養への対応 多頭飼育等による鳴き声や臭い等周辺への迷惑行為に対し、市町村との連携のもと、改善指導を実施します。 適正な管理等を行わずに飼い主のいないねこへエサを与える行為による、周辺への迷惑や地域での対立等を防止するため、エサを与える人に責任の自覚を促す啓発資料を作成配布する等普及啓発を図ります。</p>	<p>1 不適正飼養への対応 多頭飼育等による鳴き声や臭い等周辺への迷惑行為に対し、市町村との連携のもと、改善指導を実施します。 2 飼い主のいないねこ対策の推進 適正な管理等を行わずに飼い主のいないねこへエサを与える行為による、周辺への迷惑や地域での対立等を防止するため、エサを与える人に責任の自覚を促す啓発資料を作成配布する等普及啓発を図ります。 また、市町村、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、「飼い主のいないねこの飼養管理等に関するガイドライン」等を作成します。</p>
2	<p>第4章 具体的な取り組み 3 行動指針3 「致死処分される動物の数を減らそう」に基づいた取り組み (1) 県の取り組み ウ 負傷動物の收容保護体制の強化</p>	<p>2 保健福祉事務所で の收容保護体制の整備 負傷動物の收容保護体制を整備するとともに、一層の返還や譲渡に努めます。</p>	<p>2 保健福祉事務所で の收容保護体制の整備 負傷動物の收容保護体制を整備するとともに、県のホームページ等で情報提供し、一層の返還や譲渡に努めます。</p>

提出された意見の概要及び意見に対する考え方

第3章 1 (2) 数値目標

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第3章1(2)数値目標

No	ご意見の概要	県の考え方
1	の返還・譲渡率の平成29年度目標を、50%以上に変更すべき。（同趣旨他5件）	本計画では、努力したうえでの実現可能な数値目標を設定しております。なお、5年後の見直しの際に、数値目標設定を含めた見直しを行う予定です。
2	犬・ねこそれぞれ別に、殺処分率の10年後の数値目標を追加すべき。（同趣旨他5件）	本計画では、犬・ねこの引取り数の半減及び犬の返還・譲渡率を数値目標としております。これらにより殺処分数の減少も図られると考えております。
3	ねこの譲渡率の10年後の数値目標も追加すべき。（同趣旨他5件）	数値目標は設定しませんが、本計画のとおり獣医師会や動物愛護団体等との連携のもと、ねこの譲渡も推進してまいります。
4	行政の収容動物の殺処分は、今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。（同趣旨他1件）	動物の収容施設の能力には限界があり、全ての動物が譲渡又は返還されるまで飼養し続けることは困難と考えております。収容期間の延長、ホームページでの収容情報の提供に加えて、譲渡の推進など、可能な限り殺処分数が減少するよう努めてまいります。

第4章2(1)ア 適正飼養及び管理の推進

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章2(1)ア 適正飼養及び管理の推進

No	ご意見の概要	県の考え方
1	「引取りの大部分を子猫が占める猫の不妊去勢手術を促進するため、市町村と獣医師会、愛護団体等と連携し、不妊去勢手術の助成金制度の導入をはかります。」を追加すべき。（同趣旨5件）	飼いねこの不妊・去勢手術にかかる費用については、飼い主の責任で負担すべきと考えております。なお、不妊・去勢措置の必要性について、周知啓発してまいります。

2	<p>「獣医師会や動物愛護団体とともに、高齢動物の飼養方法や終生医療に関するガイドラインを作成し、普及啓発していきます。」を追加すべき。（同趣旨5件）</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>「高齢者のみの住宅における病気・死亡等により飼養困難になった場合の対応や未然の防止策を、動物愛護団体、推進委員、民生委員、動物保護センターと協力して構築します。」を追加すべき。（同趣旨5件）</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せる事とする。</p> <p>持ち込み又は依頼した場合は、動物病院で安楽死（譲渡時の諸検査）と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、飼育費用代金や治療を要するものも別途に追加徴収することとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てる。</p> <p>一方、引き取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていく事から、愛護センター内の感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐ事ために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務付ける。</p> <p>持ち込む飼い主等が事前にそれらの要項を済ませたという獣医師からの証明書を持参した場合はこの限りではない。（同趣旨2件）</p>	<p>引取り相談があった場合には、動物愛護団体が開催している譲渡会を案内しています。</p> <p>それでも飼養継続ができない場合は、引取り申請書に飼養継続できない理由、氏名・住所を記載してもらい、今後の終生飼養及び不妊・去勢措置について指導しております。</p> <p>殺処分等の映像を見せることが適切な指導方法とは考えておりません。</p> <p>なお、本計画は、費用徴収を規定するものではありません。</p> <p>また、収容前に全ての動物を対象に検査を実施することは、人員・設備等に限界があることから困難と考えます。</p>
5	<p>多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。</p> <p>金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者へは罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとる。</p> <p>また、飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しい迷惑をかけると判断されるほどの多頭飼育者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等によって新しい飼い主を探すために保護を依頼する事。</p> <p>この場合かかる費用は本人負担が基本だが、</p>	<p>多頭飼育者等への不妊・去勢措置及び譲渡の推進等については、現在も状況に応じて指導を行っており、今後も指導してまいります。</p> <p>なお、罰金等については、本計画で定める内容ではありません。</p>

	困難な場合は行政が支援する。（同趣旨 1 件）	
6	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。	マイクロチップは、迷子になった時や災害時において、個体識別に有効な手段であると考えています。 なお、環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」においても推奨されています。
7	何度も子犬・子ねこを産ませては引取りを依頼してくる人に対する把握と指導の徹底を図るべきである。	ご意見の趣旨は、本計画に盛り込まれていると考えますが、複数回引取りを依頼する者に対しては、終生飼養及び不妊・去勢措置等の徹底を図ってまいります。
8	動物を飼養している人の飼い主としての自覚を向上させるべきである	本計画において、飼い主への適正飼養の普及啓発を図ることとしております。
9	避妊・去勢手術について、しつけのしやすさ、健康管理の面からのメリットを前面に打ち出した情報の周知を望む。	本計画において、市町村や関係団体等と連携し、不妊・去勢措置等の繁殖制限の必要性を啓発することとしております。
10	猫の問題は単に排除するだけでなく、市町村において「環境問題の一つ」と捉えて向き合ってもらいたい。	本計画において、ねこの適正飼養については、市町村、関係団体等と連携し、室内飼養、不妊・去勢措置等の繁殖制限、所有者明示の必要性を普及啓発していくこととしております。
11	動物の飼養をあきらめている高齢者に対して、子犬・子ねこから飼うという考え方のみでなく、成犬・成ねこの飼養の選択肢があることを普及啓発すること	今後の施策の参考とさせていただきます。
12	猫の殺処分数を減らすために、猫の不妊手術を義務化してもらいたい。	ねこの適正飼養について、市町村、関係団体等と連携し、室内飼養、不妊・去勢措置等の繁殖制限、所有者明示の必要性を普及啓発していくこととしております。 なお、本計画において義務を課すことはできません。

13	<p>動物の遺棄・虐待行為（糞の放置行為等も含む）等、法に違反する行為については、群馬県独自の罰則を条例化して厳しく対処すべき</p>	<p>本計画は、罰則の強化について規定するものではありません。 なお、遺棄や虐待の通報があった場合には、関係機関と連携・協力を図り、迅速に対応してまいります。</p>
----	---	--

第4章2(1)イ 動物による危害や迷惑行為の防止

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章2(1)イ 動物による危害や迷惑行為の防止

No	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>「飼い主のいない猫の適正管理についてのガイドラインを作成し、ボランティア、関係団体等の協力を得ながら、避妊去勢手術や普及活動等で地域を支援していきます。」を追加すべき。（同趣旨他5件）</p>	<p>飼い主のいないねこについては、地域住民、自治体等で、地域の实情にあった対策を話し合うことが重要と考えております。 本計画では、このことを踏まえて、関係機関等の協力を得て、「飼い主のいないねこの飼養管理等に関するガイドライン」等を作成することを追記します。</p>
2	<p>身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う事とする。 特に虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。 虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できる事とする。 専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設・育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県に、それぞれ求める事とする。専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向</p>	<p>不適正飼養やそれに伴う迷惑行為については、事例ごとの対応が必要と考えております。 虐待や遺棄に対しては、関係機関等と連携・協力を図り、迅速に対応してまいります。</p>

	で、国に立法措置を求めていく事とする。（同趣旨他 1 件）	
3	<p>ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、頭数だけで多頭飼い飼育者やボランティアが一般から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐ事。</p> <p>また、行政による審査で認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を行政により許可する事。（同趣旨他 1 件）</p>	多頭飼育等による周辺的生活環境への迷惑行為に対しては、市町村との連携のもと改善に向けた指導を行ってまいります。
4	<p>住宅街での野良猫対策として、TNR活動（野良猫の不妊手術をし元の場所に戻す事。不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民、いわゆる野良猫でなく地域猫として見守るという考え方。</p> <p>野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。）の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行う事。（同趣旨他 1 件）</p>	<p>飼い主のいないねこについては、地域住民、自治体等で、地域の実情にあった対策を話し合うことが重要と考えております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	住宅地ではなく、公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいない猫対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し、飼い主のいない猫対策を行えるよう、協力し支援する事。（同趣旨他 1 件）	<p>飼い主のいないねこについては、地域住民、自治体等で、地域の実情にあった対策を話し合うことが重要と考えております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	多頭飼育等で周辺に迷惑をかけている不適正飼養者について、行政からの命令・罰則をプランにいらてほしい。（同趣旨他 1 件）	<p>多頭飼育等による周辺的生活環境への迷惑行為に対しては、市町村との連携のもと改善に向けた指導を行ってまいります。</p> <p>なお、罰則については本計画において規定するものではありません。</p>

第 4 章 2 (1) ウ 動物取扱業の一層の適正化

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章2(1)ウ 動物取扱業の一層の適正化

No	ご意見の概要	県の考え方
1	「動物の販売に際しては、生年月日とともにブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導します。」を追加すべき。（同趣旨他5件）	環境省告示「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の中に、ご意見の趣旨は盛り込まれていると考えております。
2	<p>動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。</p> <p>繁殖を行う個体の登録も義務とし、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳まで、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。</p> <p>繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。</p> <p>愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にし、動物取り扱い業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定する事。（同趣旨他2件）</p>	<p>ご意見の内容は、すでに動物愛護管理法に盛り込まれております。</p> <p>繁殖に使用する動物の取扱いについては、動物愛護管理法に基づき、指導してまいります。</p> <p>本県では、引取り手数料は、一律有料となっております。</p>
3	関係機関・団体等が連携・協働し、動物取り扱い業者に役割を周知徹底する等して、底上げしていただきたい。	ご意見の趣旨は、本計画に盛り込まれていると考えております。

第4章2(1)エ 実験動物、産業動物の適正な取扱い

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章2(1)エ 実験動物、産業動物の適正な取扱い

No	ご意見の概要	県の考え方
1	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。（同趣旨他1件）	実験動物の取扱いについては、環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するよう啓発してまいります。

第4章3(1)ア 収容した動物の返還の推進

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章3(1)ア 収容した動物の返還の推進

No	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>収容センターで引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。</p> <p>また、センター収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする事。（同趣旨2件）</p>	<p>本計画において、収容期間の延長を検討することとしております。</p> <p>収容した動物については、県のホームページで情報提供しております。</p> <p>なお、環境省の収容動物検索サイトから、全国規模でご覧になることができます</p>

第4章3(1)イ 譲渡の推進

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章3(1)イ 譲渡の推進

No	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>行政は、動物の飼養にあたってその動物の習性および食費、ワクチン接種、疾患の治療などで要する金銭的負担を記載した飼養・譲渡マニュアルを作成する事。</p> <p>施設では飼養希望者が動物の生涯飼育が可能である事を経済面、健康面、年齢等を考慮して審査し、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とする事。</p> <p>譲渡される動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断により止むを得ないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化とする。</p> <p>譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とし、不妊手術実施率によっては、不妊手術適応年齢を早める事も検討に入れる。</p> <p>また、譲受人、その他動物の飼養者からの飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティアの紹介等する事。一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。（同趣旨他1件）</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見の中の不妊措置の義務化については、本計画において義務を課すことはできません。</p>

第4章4（1）ア 災害時における動物対策

提出された意見の概要及び意見に対する考え方 第4章4（1）ア 災害時における動物対策

No	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。</p> <p>その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する事。（同趣旨他2件）</p>	<p>本計画において、関係機関との協力体制を整備するとともに、災害時の動物救護に関する対応マニュアルを作成することとしております。</p>

その他

提出された意見の概要及び意見に対する考え方（その他）

No	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>負傷動物のみならず、センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オスメスの檻を分ける。 ・小型犬、大型犬を分ける。 ・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。 ・室温湿度などの調整。十分な給餌。 ・臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。（同趣旨他1件） 	<p>収容した動物を保管している施設では、空調設備を設置し、可能な限り個別に保管をしております。</p>
2	<p>動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すべき。（同趣旨他2件）</p>	<p>炭酸ガスによる処分は苦痛のない方法と認められておりますが、その他の方法については、国等の動向を踏まえた将来的な課題であると考えております。</p>
3	<p>地域猫活動を妨害する人に対して、行政が地域猫の取り組みに協力するよう強く指導するか、ひどい嫌がらせには刑罰なども与えて欲しい。</p>	<p>飼い主のいないねこについては、地域住民、自治体等で、地域の実情にあった対策を話し合うことが重要と考えております。</p> <p>なお、罰則については、本計画で規定するものではありません。</p>

4	動物愛護活動を行っているボランティアへの支援をしてください。	本計画において、NPO法人や個人ボランティア等との連携体制を整備することとしております。
---	--------------------------------	--

なお、上記のほか、県外の多数の方々からもご意見をいただきました。それらのご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

問い合わせ先

群馬県健康福祉部食品安全会議事務局食品監視課生活衛生・水道グループ

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

T E L 027-226-2445

F A X 027-220-4300

電子メールアドレス shokukanshi@pref.gunma.jp

< 連絡先 >

総務部 県民センター

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-2271

F A X 027-223-2944

kenminse@pref.gunma.jp